

# 規制の事前評価書

法律又は政令の名称：電気通信事業法の一部を改正する法律

規制の名称：移動電気通信役務を提供する電気通信事業者等についての  
禁止行為の制定

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：総務省 総合通信基盤局 事業政策課

評価実施時期：平成31年 3月

## 1 規制の目的、内容及び必要性

### ① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。

（現状をベースラインとする理由も明記）

携帯電話分野は、電気通信事業法（以下「法」という。）により整備された公正な競争環境下において、急速な技術の進歩を踏まえた積極的な新サービスの提供等による競争の促進が期待されてきたが、近年携帯電話事業者の次のような事業活動により、法が想定していた通信サービス面での競争が十分に機能しない（※）という課題が生じており、規制を実施しない場合には今後も競争が十分に進まない可能性がある。

- － 携帯電話サービスの端末の販売等に際しての利用者に対する端末代金の補助等
  - ・ 通信サービスと端末はセットで購入するものとの強い印象を与え、両者が本来は別のものであるという理解を妨げている。
  - ・ 端末購入から一定期間で通信料金の割引が終了し、その後は通信料金が上昇するため、必要以上に新規端末に買い替える誘因が働く。
  - ・ ハイエンド端末を中心に過度な端末購入補助が行われることにより、ハイエンド端末とローエンド端末の実売価格が接近し、市場メカニズムが有効に機能していない。また、同様の補助ができないMVNOとの競争上のイコールフットィングの問題がある。
  - ・ 「実質0円」というような表示に見られるように、端末代金と通信料金との区分が不分明で、利用者が何に対して幾ら支払っているか理解しづらい。
- － 携帯電話サービスの提供に関する契約の締結に際しての当該契約の解除を不当に妨げる提供条件の設定
  - ・ 期間拘束とその自動更新により、事業者乗換えのスイッチングコストが高くなっている。

- ・ 期間拘束なしの料金プランについて、その料金が高かったり、継続的に同じ事業者と契約しているにもかかわらず長期契約者割引を受けられなかったりするなど、利用者にとって実質的な選択肢となっていない。
- ・ 契約途中で解約する際の違約金について、その算定根拠が明らかとなっておらず、また、その水準が高いことが、事業者乗換えの妨げとなっている。

以上のような携帯電話事業者の事業活動により通信サービス面での競争が十分に機能していない状況をベースラインとする。

※ 携帯電話市場は大手携帯電話事業者（MNO）3グループの寡占市場となっており、MNOから設備を借りて携帯電話サービスを提供する事業者（MVNO）のシェアは11.3%（平成30年9月末時点）にとどまっている。また、「平成29年度電気通信サービスに関する内外価格差調査（総務省／平成30年9月19日）」によると、日本の携帯電話料金は欧州等に比べて高く、かつ高止まりの傾向にある。

## ② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

### 【課題及びその発生原因】

①のとおり、携帯電話事業者による事業活動によって法が想定していた通信サービス面での競争が十分に機能しないということが課題であり、こうした事業活動について現行法に規制がない状況がその発生原因である。

### 【規制の内容及び「規制」手段を選択した理由】

法は、新規参入規制の緩和、料金その他の提供条件に関する事前規制の撤廃等を行うことにより、公正な競争環境下での自由な競争の促進を通じて料金の低廉化と通信サービスの高度化・多様化を実現する枠組みを構築してきた。そこで、総務省では、端末代金の補助等及び過度な期間拘束契約に当たる事例について非規制手段である行政指導等で是正を求めてきたが、携帯電話事業者においては、個々の行政指導等に対して最低限の見直しをするものの、これに反しない範囲で同様の行為を行うことで、現在でもこれまでとは異なる形で端末代金の補助等及び過度な期間拘束契約に当たる行為が広く行われている。これに対応するには、携帯電話サービス等の電気通信役務（※1）を提供する一定の範囲の電気通信事業者及びその媒介等業務受託者（※2）（以下「電気通信事業者等」という。）に対して、電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある端末代金の補助等や過度な期間拘束契約を禁止することが必要であるため「規制」手段を選択した。

※1 禁止対象となる行為は携帯電話サービス以外の電気通信役務（その一端が移動端末設備と接続される伝送路設備を用いて提供されるものに限る。）においても生じ得ることから、対象となる電気通信役務を携帯

電話サービスに限定しないこととする。

※2 電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理の業務及びこれに付随する業務の委託を受けた者（その者から委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）をいう。

## 2 直接的な費用の把握

### ③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

（遵守費用について）

- ・ 携帯電話事業者は、今般禁止された行為に該当しないようサービス設計をすることを求められるが、既存のサービス設計の枠組みの中で対応することが可能であるため、追加的な費用は発生しないか、あっても限定的である。

（行政費用について）

- ・ 総務省は、携帯電話事業者による新たな規律の違反行為を是正する必要性が生じるが、現在も携帯電話事業者において不適切な行為があった場合は指導等を行っており、既存の枠組みの中で対応することが可能であるため、追加的な費用は発生しないか、あっても限定的である。

### ④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

（規制緩和するものではないため、該当せず）

## ◆簡素化した評価手法による評価◆

別に定める要件を満たす場合は、簡素化した評価手法による評価を実施することができる。  
詳細は、「規制に係る政策評価の事務参考マニュアル」第三部参照

### 3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

一定の範囲の電気通信事業者等に対して電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある端末代金の補助等や過度な期間拘束契約が禁止された場合、利用者が料金プランを正確に理解した上で自らのニーズに沿った合理的な選択を行うことが可能となり、また、携帯電話事業者を乗り換えることについてのスイッチングコストが低下することにより利用者の流動性が向上する等の効果が見込まれる。この結果、MVNOを含めた事業者間で通信サービス面での競争が促進されることにより、通信料金の低廉化と通信サービスの高度化・多様化が実現することが期待される。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

（金銭価値化が可能でないため、該当せず）

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

（規制緩和するものではないため、該当せず）

## 4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

一定の範囲の電気通信事業者等に対して電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある端末代金の補助等や過度な期間拘束契約を禁止することを通じて事業者間競争が促進される結果、利用者が多様で低廉なサービスを利用することが可能となるという影響が生じることが期待される。

## 5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

上記のとおり、追加的な遵守費用及び行政費用は限定的である一方で、本件規制が導入された場合には、電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある端末代金の補助等や過度な期間拘束契約が禁止されることにより、事業者間の競争が促進される環境が確保されることが期待される。

以上から、本件規制により得られる便益は、本件規制の導入に伴う費用を上回ることが見込まれるため、本件規制の導入は妥当と考えられる。

## 6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

電気通信事業分野においては、平成13年法改正までは、携帯電話サービスを含む電気通信役務の提供について、その契約約款を認可にかからしめることによって、行政がその審査の過程で電気通信役務の提供条件の内容に関与することが可能であった。今般もこれと同様の規制を採用することで同等の効果を得ることができるが、契約約款の規制は、電気通信事業者の料金その他の提供条件全般を事前に規制することとなり、また、行政において契約約款の審査業務が発生するため、追加的な費用が大きくなることから、それらが発生しない採用案が妥当である。

## 7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

「規制改革推進に関する第4次答申」（平成30年11月19日 規制改革推進会議）において、端末購入補助によって発生する端末購入の有無等による利用者間の不公平感と料金プランの分かりにくさの解消など、通信料金の適正化に向けて、通信料金と端末料金の完全な分離を図ることが必要である旨が示され、また「モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言」（平成31年1月17日 モバイル市場の競争環境に関する研究会、ICTサービス安心・安全研究会 消費者保護ルール検証に関するWG）（※）において、通信料金と端末代金の完全分離、行き過ぎた期間拘束の禁止及び合理性を欠く料金プランの廃止が必要である旨が示されたことを踏まえ、今回の改正を行うものである。

※ 利害関係者を含み、広く一般からの意見募集（平成30年11月28日から同年12月18日まで）を行った結果を踏まえ、取りまとめられたもの。

## 8 事後評価の実施時期等

### ⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

改正法の施行後 3 年を経過した場合において、改正法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

### ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

電気通信事業者間の適正な競争環境が実現しているかを評価するため、規制の対象となる電気通信事業者の利用者数のシェア、その提供する電気通信役務の料金その他の提供条件等の状況を確認する。